

「上覧風流踊」のおどり歌

——江戸初期歌謡資料の考察——

一 はじめに

室町後期以来の「おどり」愛好の機運の中で、江戸初期になって、江戸城内あるいは武家の邸宅等において、將軍の上覧に供するため、小姓等による「おどり」が盛んに行なわれている。これらに用いられたおどり歌は「上覧踊」の名称のもとに、二、三その歌詞も紹介されているが、このほど某家所蔵の文書の中に、同類の芸能と思われる新たな歌謡資料が見出された。その所在は伊地知鐵男先生により明らかにされたものであるが、先生の鑑定に拠れば、八条官智仁親王（天正七年・一五七九—寛永六年・一六二九）の自筆と認められるものである。これまでで紹介されている「上覧踊」に比べ、時期的に最も早いものと考えられ、公家側の資料としても、また当時の歌謡、おどりの実態を考える上でも貴重な資料であるので、その内容について、時代背景および歌謡詞章の両面から検討を加え、歌謡史の中における位置づけを試みたい。なお、この種の「おどり」は、記録される折には一般に単

井 出 幸 男

に「おどり」（踊・躍・跳）あるいは「風流」などと記載されていることが多いが、その貴人への上覧という目的意識と、おどりを特徴づける華美な衣裳（風流）とを合わせ、今仮に「上覧風流踊」という表題を構えてみた。

二 智仁親王と芸能

新出資料の筆者八条官智仁親王は、正親町天皇の第一皇子誠仁親王（陽光院）の第六皇子で、後陽成天皇の同母弟にあたる。世に桂離宮の造営や、いわゆる「桂宮本」等で知られ、和歌・連歌、その他諸芸に通じた当代随一の文化人である。具体的に歌謡資料の考察に入る前に、まず歌謡資料が生まれる背景を理解する上でも、智仁親王と芸能との関わりを記録の上から見ておきたい。次に掲げる表は、御自身の書き残された『智仁親王御年曆』『智仁親王御記』『智仁親王江戸道中日記』を中心に、その芸能の場に親王が臨席していたことが明らかなものに限り、年代順に抜き出し整理したものである。（表のうち年記をカッコでくくった

ものは智仁親王の臨席は確認できないものであるが、参考のため
 〔智仁親王関係芸能年表〕(○・おどり)・能・狂言 無印・その他) に掲出した。なお『智仁親王御年曆』『智仁親王江戸道中日記』
 は嗣永芳照氏の翻刻・紹介がある)

年 月 日	事 記	出 典
慶長三年五月七日 (1) (一五九八)	とつはまいり候て、くろとの御にはにてひとりきやうけんしまいらせ候。八てう殿、みやの御かたも御けんふつにならせおはします。	御湯殿上日記 智仁親王御記
四年八月二十九日 ②	禁中ニヤヤコヲトリ候て参。	御湯殿上日記 智仁親王御記
四年十二月二十七日 (3)	しふやまいりて、くろとにて御はやしあり。一はんはやしまいる也。御あふき下されて、御のふ十はんあり。(略)八てふ殿(略)御しやうはん也。	御湯殿上日記 智仁親王御記
六年三月十七日 4	於禁中(略)獅子舞アリ伺候ス。	智仁親王御記
六年五月二十六日 (5)	禁裡申沙汰之御能アリ。	智仁親王御年曆
七年二月六日 ⑥	草子七丁書。昼より女院御所ニ□行。躍アリテ伺候ス。	智仁親王日記 (右 同)
八年正月六日 7	女院御所千秋万歳舞。	御湯殿上日記 言経卿記
(八年七月二十六日) ⑧	女みんの御所へ、おとこたち、おとり御めにかけて参られて、ならしまして、そろ／＼くもしまいりて、御ひし／＼なり。	御湯殿上日記 言経卿記
⑨	堂上衆若キ衆風流有之。見物ニ興門、大進、下間宰相等来入也。	言経卿記
⑩	公家衆跳。事々敷催ニテ在之。金銀ノ用意也。(略)小納言跳。箔ノ平絹、紅梅ノ段前垂、金ヲ無量ニ置。帯白ネリニ金箔、タスキ白箔也。扇金銀、鞋ノ緒紅梅、耳銀箔、面覆子リニ箔也。	時慶卿記
⑪	エヒスカキ来舞。上手也。	智仁親王日記
⑫	豊国七年おとり、妙法院殿へ見物ニ参。	智仁親王御年曆
⑬	子へ、豊国臨時祭見物ニ妙門へ参上候。棧敷ニ八条殿御座。	時慶卿記
⑭	けふも御ふるまいあり。女院の御所、官の御方、八てう殿、(略)ならしま	

慶長十年三月七日 [15]

す。く御まいらる。六てうまちより、女院の御所へおとり御めにかけて、みなみな御けんふつになる。

暁より参内。雨降。雖然御能有之。大夫女也。堺之住人云々。浮舟大夫号ト云々。御相伴之衆。(略)八条殿(略)等也。御能敷十一番。脇、賀茂、敦盛、采女、愛寿、車僧、橋舟慶、当麻、蘆刈、三輪、女郎花、呉羽、也。

十年七月二十日 [16]

夜入、町方ノ躍共御方御所、八条殿等へ参由候。

十二年十月七日 [17]

八てう殿より御てんまいらる。(略)おとたちち人あまりめして、夜ふくるまで御あそびあり。八条宮、御壺為口切、御盃進上。(略)於御前有饗応。

十三年四月十日 [18]

女みんの御所より、此御所にて御ふるまいあり。八てう殿、御所ノのころすなる。(略)御うたひなどありて、めてたし。八てう殿へ、宮の御かたなしまいらせらる。御のふあり。たゆふしふやの木のかみ也。

十三年八月四日 [19]

女らいまいあり。女みんの御所なる。八てう殿(略)しこう。

十八年正月四日 [21]

於禁裏御黒戸前庭躍有之。練供養ト云十三仏之体ニテ躍云々。

十八年二月二十六日 [22]

院御所ヨリ有御触。千秋万歳可致見物之旨候。則参上候。八条殿御参也。

十八年七月三日 [23]

女院御所御庭花見在之。八条殿、撰家大略(略)大御酒也。謡数声也。太鼓中御門仕候。

十八年十月二十二日 [24]

今日高麗人シ、マイ、於禁中、仮御殿ノ舞台ニテ仕。参衆之輩、八条殿(略)。

同・十月二十三日 [25]

禁中御能。大夫下間小進ト。(略)堂上ハ内々衆計ト。但八条殿(略)御参ト。南都ノ衆被召上狂言ト。

十八年十二月十日 [26]

八条殿詩歌会。(略)盃ハ秉燭也。謡又乱舞。予二番。大夫遊行柳定家也。鼓大大阿、小阿野、笛、定家ハ鼓、照門ノ小姓衆二人也。其後能アリ。八条殿ノ衆也。

十九年六月二十一日 [26]

参内。御能十一番。御座敷次第紫辰殿也。主上御座。其ノ南方ニ北向テ、先八条宮(略)御着座。

御湯殿上日記

慶長日件録

時慶卿記

御湯殿上日記
慶長日件録

御湯殿上日記

(右同)

(右同)

孝亮宿禰日次記

時慶卿記

時慶卿記

言緒卿記

時慶卿記

(右同)

(右同)

(右同)

義演准后日記

十九年九月 ㉞

十九年十月十六日 28

元和元年二月七日 (29) (二六一五)

元年三月二十九日 (30)

同 八月十九日 (31)

同 九月四日 (32)

同 九月十五日 (33)

元年九月十九日 (34)

同 二十日 (35)

元年十一月二十日 (36)

二年正月五日 37

同 二月三日 38

二年六月二十七日 (39)

(二年七月二十二日) (40)

二年九月九日 (41)

同 十月二十七日 (42)

洛中伊勢おとりアリ。廿八日、町之おとり。禁中参。

院御所ヨリ被召候。八条殿御成也。御相伴御振舞在之。午刻ヨリ及夜。種々物語共聴聞。夜又田楽アリ。

能 (好仁親王) 八条殿ニ御能アリ。三宮様御成也。

到八条殿看御能。御内之衆也。衣裳楚々可見。黄昏帰院。

女院御所にて大膳に御能被仰付。

能。南光坊(天海)山衆見物。

能。梶井殿・竹門跡・青門跡・公家衆・連歌衆見物。

日待能。内々公家衆見物。

辰刻参内。(略)脇、白楽天、大夫小進坊間也金春与争之。当时上手也。驚目

了。十番在之。天子出御。初献闕白以下御相伴。八条宮、闕白ノ向座ニ被着

後朝御能参内。先ウタヒ、ハヤシニテ、其已後御能。卯羽十二番。入夜舞御能已後、尽被召出。

自早朝詣八条殿之漢和之席。漢和過、小性衆奏音曲而乱舞。及曉鐘而帰。

今日千秋万歳也。(略)於清凉殿西庭有此事。八条宮為御見物参。

今夜於御池之北庭有延年。仍各被召之。(略)式部卿宮、(略)御参。戌刻計延年始之。南都寺僧四人。鼓二人春日社禰宜。五曲舞之後退出。

川勝寺爪見。桂川逍遙。公家衆・連歌衆・乱舞衆同道。

禁中ニ公家衆躍アリ。仙洞ニハ御内之衆ヲトリアリ了。

醍醐神事能見物。

近衛殿(略)御成。能アリ。

智仁親王御年曆

時慶卿記

智仁親王御年曆

土御門泰重卿記

鹿苑日録

智仁親王御年曆

(以下右同)

義演准后日記

(右同)

鹿苑日録

中院通村日記

(右同)

智仁親王御年曆

言緒卿記

智仁親王御年曆

(右同)

二年十一月十九日	紫宸殿正面構舞台。(略)八条宮一品親王(略)已上著座次第如此。(略)御能十三番。入夜四五番在之。	(43)
同 二十日	後朝大夫為御礼參申、音曲申上。其後御能在之。(略)天盃八条宮賜之。(略)各能見物十番。入夜了。	(44)
同 十一月二十四日	禁中權典侍殿御申沙汰有御能。參衆之輩、(略)式部卿宮……。	(45)
元和三年正月二十九日	於禁中權亮殿申沙汰、御拍子御さ候。大夫ハシブヤ。御ハヤシ六番。御能五番御さ候。	(46)
同 二月三日	五時都をいつ。(略)山科まで医者・連哥師其外各々きたりて、又かハラけとりくりに汲そへて、をとりにうたひなどあり。	(46)
同 二月七日	舟に五時にのりぬ。海つら浪なきわたりておもしろし。盃とりくにてうたひたはれあいぬ。	(46)
同 二月十三日	大雨ふる。浜松の宿逗留ス。終日暮、うたひなどあり。	(46)
同 三月二日	大磯ニ昼休ミス。海人ノカツキミル。松原にて御酒、うたひあり。	(46)
同 三月八日	屋城へ出ル。振舞アリ。(兼世)クワンセイ、ハヤシアリ。	(46)
同 三月九日	鳴海ニテ昼休ム。八橋見物ス。松原ニテ御酒、ウタイアリ。	(46)
三年五月十五日	八時四日市ヘツク。晚二宮(諏訪社)ニテマリアリ。桜サカリニテ花見ス。	(47)
四年二月七日	ウタイ、コウタトモアリ。一タン面白シ。	(48)
同 二月二十五日	日待能アリ。	(49)
同 卯月二十六日	能アリ。	(50)
同 五月十五日	延寿院、下村なと来、謳アリ。	(51)
同 六月二十四日	日待能。	(52)
	陽光院三十三年法事。はやし、能あり。	

義演准后日記

(右 同)

言緒卿記

土御門泰重卿記

智仁親王江戸道中日記

(以下右同)

智仁親王御年曆
(以下右同)

同 九月 七日	(53)
四年 九月 二十九日	(54)
四年 十月 二十二日	(55)
五年 四月 二十七日	(56)
同 二十八日	(57)
五年 八月 十日	(58)
六年 七月 十七日	(59)
同 七月 十九日	(60)
六年 七月 二十八日	(61)
同 二十九日	(62)
同 八月 四日	63
七年 十月 二十一日	(64)

能。
 (禁中) 朝參申候。御ハヤシ始候也。入夜御能三番有之也。八条殿御大夫也。
 禁中御能。(略) 八条殿、(略) 門跡達大略參。大夫ハ渋谷紀伊守仕。ヲイス子モ仕ナリ。(二十三・二十四日にも能・感・御拍子の記事あり)
 虎屋薩摩ヨリ罷上。御能被仰付候。御撰家方、御門跡方不残御參内。
 辰刻兎同道參内。於紫宸殿南見物。今度ハ御能果テ出御。一献。(略) 東ノ行西向ニ八条一品親王。(略) 御能十三番。式三番ヨリ二番マテ大雨降。以後快晴。諸人成群。
 辰刻參内。無出御。於東方内々御見物。御能過一献被下之。八条宮酌ニテ、不残御返ニ出。
 庚申能。京極采女正見物。進藤久右衛門兄弟暇。虎屋長門一番スル。
 今夜近衛殿より若衆躍、女院御所、禁中へ御進上也。其外方々かゝり申候由承及候。
 近衛殿之とおり、十九日ニかへスル也。連哥衆歴々来。
 晚八条殿より躍御進上也。見物申候。近比綺羅之事也。鑲金銀也。
 日出已前參内。諸脚群參。(略) 御相伴衆事。(略) 右第一、八条宮。(略) 御能十二番、於紫宸殿在之。
 御能昨日ヨリ遅シ。不残參内。(略) 御能悉過テ出御。一献御相伴。天盃、殿下賜之。次八条宮。
 早朝出京。九条殿へ罷向。(略) 八条宮。(略) 各渡御。未刻歎、先御膳過了、式々ノ鞠会在之。(略) 其後於書院一献在之。(略) 渋谷紀伊守、乱舞者共召出。音曲及深更還御。
 辰初刻參内既御能始了。(略) 御能十二番。入夜二番在之。籌也。御座敷次第ノ事。(略) 東方第一八条宮。

土御門泰重卿記
 時慶卿記
 土御門泰重卿記
 義演准后日記
 (右 同)
 智仁親王御年曆
 土御門泰重卿記
 智仁親王御年曆
 土御門泰重卿記
 義演准后日記
 (以下右同)

同 二十二日

七年十二月十六日

寛永二年三月六日
(二六二五)

二年三月十一日

同 三月十四日

同 三月十五日

同 三月十九日

同 三月二十日

同 三月二十九日

同 卯月四日

同 卯月八日

同 卯月十四日

同 卯月十五日

同 卯月二十日

同 卯月二十一日

(65)

(66)

(67)

68(68)69

後朝御能於女御。大夫其外不殘小袖云々。已刻・未刻能始。今日十一番也。
八条殿御成也。料理久兵衛雇。端ヨリ見舞。

中宮御かたより御申さたの御のふあり。大夫なかと、むすこふたりつれてま
いる。御のふ十一はんあり。(略)御あふきいづも後朝にくたされ候へ共、
御とく日にて、御のふはててくたさる。八てふ殿、若宮の御かたことしは
しめて御礼ニなる。

四時都を立。(略)御酒あり。盃あまた、ひめくり、あひくハ、りぬ。うた
ひ、尊勝院小姓ともはやしあり。(略)山科道まて竹内様兵部御使来。芝に
て御酒あり。(略)勢多昼休まて来。御酒あり。うたひ・舞などあり。

五時舟にのる。舟八そう、屋形舟也。(略)御酒あり。うたひ・尺八なとあ
り。沈酔面白事とも也。発句ス。

赤坂ちかき松原にて茶・御酒あり。うたひ・舞あり。

清見磯にて茶・御酒少有。所之海土とも来、かつきに海老、あひさゝひ色
々とする。興無比類。磯之岩上にて御酒あり。うたひもあり。

たそかれ時三島へつく。(略)夜御酒あり。尺八・小うたあり。

紅葉山へ参詣(略)振舞・はやしあり。

藤堂泉所へ関白と茶ニゆく。はやし、大御酒あり。

大御所御能七番御振舞あり。

晚京極妥女所へゆく。はやし、大御酒あり。

八時分より京主膳所へゆく。大御酒・こうたなとあり。

東照権現へ社参、(略)かへり大僧上にて振舞あり。伏見殿御成。有風呂。
御茶あり。後大御酒、をとりあり。興無比類事也。

日光所々見物ス。星宮まで僧正送にて大御酒、をとりまてあり。

時慶卿記

御湯殿上日記

智仁親王江戸道
中日記
(以下右同)

同 卯月二十四日
 同 五月六日
 同 五月八日
 同 五月十日
 同 五月十一日

泊こしかい。晩ニ松平内膳・伊丹理右衛門茶ニよぶ。御酒あり。をとりなりあり。

昼休藤川。八橋見物ス。御酒・うたひあり。

未刻ニ大垣町屋へつく。(略) 晩ニ城三ノ丸へゆく。(略) 大御酒、乱舞などあり。

朝瑞岩寺にて振舞あり。それよりうしろの山秘蔵之滝見物にゆく。(略) 滝の本ニ茶屋あり。色々肴にて大御酒あり。うたひ・つよみ・こうた・をとりまてあり。遊興無比類也。

昼休多賀。社頭見物ス。(略) 又道まで送りニテ御酒・うたひあり。

この表を一見してまず気がつくことは、智仁親王の予想外に深い諸芸能との関わりである。一個人に視点を限った芸能記録ではあるが、さすがに当代宮廷文化の中心人物であった親王にふさわしく、近世初頭における芸能の状況を如実に伝えるものとなっている。その内容について、芸能の種別により順を追ってながめてみたい。(表のうち年号の下の番号に○をつけたものは主に「おどり」に関するもの、〔〕は能・狂言、無印はその他の芸能である。) まず「おどり」に関するものであるが、数多くの記事が見られ、下はややこ踊・町方の踊・伊勢踊から、上は公家衆の踊に至るまで、熱狂的ともいえる当時の「おどり」愛好の風潮が確認できる。中でも特に注意すべきものを上げてみると、慶長四年八月二十九日には禁中で「ヤ、コヲトリ」を見ている(②)。同日のおどりについては『御湯殿上日記』『山科言経卿記』にも記事が見られるが、『言経卿記』によれば「ヤ、コ二人小人芸」であり、これはやがて「出雲お国」と名乗る女性により「かぶき踊」と称

され(慶長八年初見)『慶長日件録』五月六日条、都・地方を含めた「かぶき踊時代」を現出するものとなる。

かぶき踊は禁裏・女院御所をはじめとした公家社会へもたびたび参上しているが、その全盛を支えたものは専業の職業芸能者のほか、六条柳町(三筋町)の遊女たちであった。智仁親王御自身の遊里や芝居小屋出入の記録は残されていないが、『吉野伝』は智仁親王の甥にあたる関白近衛信尋と六条三筋町の遊女吉野大夫徳子との交渉を伝え、また『羈旅漫録』は花街での烏丸光広の寛活ぶりを伝えている。事実であるかを確かめるすべはないが、当時の遊里文化の状況の一端を物語るものであろう。慶長十四年七月四日におきた烏丸光広以下公家衆と女房衆との姦淫露見の事件においては、『孝亮宿弥日次記』は、禁中女中衆五人の勘当の理由を「是去年七月躍被見物由聞食及、依之」と記し、『多武峯破裂記』は密会の場を北野や清水と伝えているが、公家衆のこうしたかぶき踊や遊里・芝居小屋との密接な交渉は、諸芸能、とり

わけ本歌謡資料の背景を考える際にも、注目すべき事柄となる。

さて、禁中や公家衆の邸宅に推参した「おどり」は職業芸能者たちによるものばかりではなかった。盆の風流踊であるるか、慶長十年七月二十日には「町方ノ躍」が八条殿(智仁親王)邸へ参上し(16)、慶長十九年九月には洛中の「伊勢おとり」の流行を記したあと、同二十八日、「町のおとり」が禁中に参上したことを御自身で記録されている(17)。伊勢踊は「伊勢大明神御夢想」と称し(『言緒卿記』慶長十九年九月廿四日)、「京中町々毎四五十人ツ」、「孝亮宿弥日次記」同九月廿三日)が、「一躍笠鉢三ツ計、金銀花飴衣裳」(『梵舞日記』同十月二日)といった体で連夜練り歩き、衢に群集する貴賤の目を驚かせたものである。二十八日の「町のおとり」もこの伊勢踊であるるか、『言緒卿記』はその数を「四拾九躍」と記録している。この伊勢踊は畿内から関東までの大流行をみているが、元和七年にも再び諸国での流行が記録されている。

こうした熱狂的とも言える「おどり」全盛の中にあつて、公家衆も自分たちで、たびたびおどりを行なつてゐる。慶長八年七月二十六日(8)(9)(10)と元和二年七月二十二日(40)の記事は、直接智仁親王の臨席を確認することはできないが、「堂上衆・若き衆」(『言緒卿記』慶長八年七月二十六日)の衣裳は、「箔ノ平緒、紅梅ノ段前垂、金ヲ無量ニ置。帯白ネリニ金箔、タスキ白箔、扇金銀、鞋ノ緒紅梅、耳銀箔、面覆子ニ箔也」(『時慶卿記』慶長八年七月二十六日)という目を見はるばかりの伊達衣裳であつた。慶長十二年十月七日の親王出席の「御あそび」(17)もこうし

たおどりの趣向がとり入れられていたことであらう。さらに、特筆すべきは元和六年七月の記事(59)である。まず十七日に近衛信尋が「若衆躍」を女院御所、禁中へ進上したのに対し、智仁親王は十九日、おどりの「かへし」をしている。土御門泰重は親王の進上されたおどりについて「近比綺羅之事也。鍍金銀也。」と驚嘆の筆をとっているが、こうした贅をつくしたはなやかな風流のおどり“を、親王御自身が主催している事実を特に注目して記憶しておきたい。

さて、以上のような上下を問わぬ「おどり」愛好の風潮が最も典型的に示されたのが、慶長九年八月、豊臣秀吉の七回忌に挙行された豊国大明神臨時祭である。中でも最大の見ものは十五日、京中を巻き込んで行なわれた風流踊であるが、その様子を『義演准后日記』は「上下京、風流笠ホコ一本ツ、構へ、躍衆五百人云々。紅ノ生絹ニ金箔、或亀ノコウ、或雲立涌、或カノコ、或段々ノ体也。笠へ、金銀ニ皆タミ、結花ニテカサリ、扇金銀、帶草鞋ニ至マテ、紅金銀也。僮僕五人十人ツ、召具、思々出立、是モ金銀ノタミ物着用。一物ニハ四天王、或唐人、或大黒、エヒス、高野聖ノテイ、アラユル一興ノ体也。鼓、太鼓以下、笛ハヤシノ体也」と記し、「難尽筆舌」と驚嘆している。祭礼の全景については、今日我々も豊国神社本あるいは徳川黎明会本等の『豊国大明神臨時祭礼図屏風』により目のあたりにするところであるが、その画面からあふれんばかりのおどりのエネルギーには圧倒される思いがする。

智仁親王はこのおどりについて「豊国七年おとり、妙法院殿へ

見物ニ参。」(12)と記すだけであるが、一旦は豊臣秀吉の猶子に迎えられたこともあった身であれば、激しく動く時代の流れの中で、何がしかの感慨をもって御覧になったことは確かであろう。「時慶脚記」は十四日、妙門(妙法院)の棧敷に智仁親王の姿のあったことを伝えているが(13)、「御湯殿上日記」によれば、十六日にも女院御所に参上した「六てう町」のおとりを見物している(14)。

「おとり」については、このほか、やや形態の変わったものであるが、慶長十三年八月四日、禁裏で「女らいまい」と称するものを見物している(15)。同日の「孝亮宿弥日次記」によれば、これを「躍」と記したあと「練供養と云。十三仏之体ニテ躍云々」とある。十三仏とは、『仏教大辞典』に拠れば、亡者の中陰及び年忌に法事を修する時、本尊とする不動秦広王以下十三体の仏菩薩をいい、この十三仏の崇拜は十王信仰の流行につれて室町時代頃盛んに行なわれたものというが、これから考えると、「女らいまい」(如来舞であろう)ということばは他に見出せないが、「練供養」とあるので二十五菩薩の仮装行列、いわゆる「迎接会」に類するものと思われる。ともかくこれを「躍」と形容している所にいかにもこの時代の雰囲気がかがわれるのではないだろうか。

次いで能楽・狂言に類するものであるが、これについてもおびただしい記録がある。中でも注意すべきは、単なる見物の記録ではなく、智仁親王御自身で、あるいはその家の衆が能や音曲を演じていることである。自邸での能の催しは表に掲出したただけでも

十四回にわたるが、これらで能を演じ音曲を奏し乱舞を行なったのは「八条殿ノ衆」(25)、「御内之衆」(29)、「小性衆」(36)たちであった。(乱舞は五節に行なわれた余興的なものではなく、能の舞のことであろう)。元和二年六月二十七日の「川勝寺爪見、桂川逍遙」の際には、公家衆、連歌衆にまじり、おかかえと思われる「乱舞衆」を同道している(39)。こうした中にあって元和四年九月二十九日、禁中で行なわれた能においては、御自身で大夫を勤められている(54)。一般に当時の公家衆の能楽愛好は相当なものがあり、その修練の程は『時慶脚記』元和四年十月二十四日の条が、禁中での「御拍子」において「御能ノ役者トモ、太夫同無人ニシテ、内々衆ヲ被加」と伝える如く、即座に公家衆が専門の能役者に替わることができた一事をみても了解できるのである。

ところで、このような親王のおどり・能・その他の芸能への嗜好・傾倒が、一時的な「出来事」というようなものではなく、日常生活の中にとけこんだものであったということは、智仁親王の元和三年と寛永二年の二つの「江戸道中日記」(46・68)が端的に示している。出立よりその道すがら、或いは舟で或いは松原で、或は宿所でと、その道中は「をとり」「うたひ」「ハヤシ」「コウタ」「尺八」「つゝみ」「舞」「乱舞」と枚挙にいとまがないありさまである。旅行というやや日常とは離れた場ではあるが、ふだんの生活もこれにより十分推し測ることができるであろう。

以上、主な記事について表を瞥見してきたが、このほか「獅子舞」(4)、「高麗人シ、マイ」(23)、「千秋万歳」(7・21・37)、

「エヒスカキ」(11)、「御物語、田楽」(28)、「延年」(38)、「鞠会」(63)等、諸芸能にわたる見物の記録が見られる。なお、千秋万歳は親王の臨席が確認できるものは三例であるが、他の記録の上では、禁裏においては当時、慶長十八年より毎年正月五日に固定して行われている。又、表には掲出しなかったが、猿引は毎年正月二日、或いは三日に参上して舞ったものと思われ、『智仁親王御記』(『智仁親王日記』)には慶長四、五、七、八、九年の正月にそれぞれ記事が見える。

これらを合わせて考えると、智仁親王の全体像としては、細川幽斎による古今伝授(慶長五年)等唱歌・連歌をはじめとした字間に精進されるイメージに、もう一つ、おどり・能をはじめとした諸芸能への深い理解・愛好という要素を重ね合わせてとらえることが肝要であり、そのことが本歌謡資料を理解する上でも重要な意味を持つてくると思われる。

三 智仁親王筆の歌謡資料

さて、本題の歌謡資料であるが、これは、現在は楮紙(奉書)四枚に分かれた形になっているが、文字の墨の切れ具合からみると、それぞれ次の紙に文字の一部が連続する形で残っており、元は一つづきの体裁になっていたものが、紙の継ぎ目からはがれたものと考えられる。歌謡の詞章は次に掲げるようなものである。

(参考として後に直接影響関係のうかがえるもの、或いはその周辺の歌謡を配してみた)。

〈智仁親王筆の歌謡資料〉

しやきり

一番

一滴津瀬へいさしら波に〜
 一底清きこゝろの水も〜
 一雪へ日にのこらすとけて〜
 一くみてしるなさけへふかき〜
 一わきかへるいつみへたえし〜
 水上からよすめハ流の末までも
 にこらぬ物をむかしもいまも。君ハ
 舟とや臣ハ水水よく舟をうかふ
 れハ四海の波もおさまりて木末
 ゆるかぬ時津風。テン〜ホ、ホ、

二番

一玉さかにきてこゝろなや〜
 一玉さかにきてなさけあれ〜
 一玉さかにきてうすなさけ〜
 一玉さかにきてつれなさや〜
 一玉さかにきてうつゝなや〜
 なふ雨のよに鐘がなるとはや
 かへるよれまくらこちよれまくら。
 いまのわかれを夢になせ

。チ、タホ、テン〜ホ、テンチツホホホ々ホ

ふけやうき世の雲きを

〈関連歌謡〉

〔一番〕

- 1 治まるみ代の君は舟、君は舟、臣は水、水よく舟を、浮かめ浮かめて、臣よく君を、仰ぐみ代とて、いく久しさも尽きせじや尽きせじ、君に引かるる、玉水の、上澄む時は、下も濁らぬ、滝つ水の、浮き立つ波の、返すがへすも、善きみよなれや、善きみ代なれや、万歳の道に、帰りなん、万歳の道に、帰りなん。(謡曲「養老」ノリ地)
(参考・荀子王制編「君者船也、庶人者水也、水則載、船水則覆、船」)
- 2 四海波静かにて、国も治まる時津風、枝を鳴らさぬみ代なれや、(謡曲「高砂」上ヶ歌)
- 3 たまさかに来て寝て打置いて、寝ぬと仰るは恨めしゆや、(武蔵国西多摩郡小河内村鹿島踊歌・月は八幡)
- 4 たまさかの君なれば、名残りほしの、(駿河元志太郡徳山村盆踊歌・四節おどり)
- 5 鐘さへ鳴ればも往のとおしやる、ここは仏法東漸のみなもと、初夜後夜の鐘はいつも鳴る、(隆達小歌。狂言「ざぜん」にも類歌)
- 6 逢夜は人の手枕、こぬ夜はおのが袖まくら、まくらあまりに床ひろし、よれ枕こちよれ枕よ、まくらさへにうとむか、(閑吟集。狂言「恋の祖父」「枕物狂」小異)

- 7 誰と語ろう枕と語ろう、寄れ枕、こち寄れ枕、枕さへ我をうとむか、なよ枕(天理本「おとり」・心変り)

〔三番〕

- 8 梅は匂よ花は紅、人は心、(宗安小歌集)
 - 9 梅は匂ひ花は紅、柳は緑、(隆達小歌)
 - 10 柳は緑花はくれなゐの、人には情梅は匂、(寛永十二年跳記・伊勢おとりの歌)
 - 11 梅は匂よ桜は色よ、人は育ちで振りや入らぬ、(大和国吉野郡大塔村篠原踊歌・梅の古本踊)
 - 12 梅は匂よ桜は花よ、人は心よふりいらぬ、(山家鳥虫歌)
- 〔サガリハ以下三首〕
- 13 袖のふりあはせさへたしやうのゑんときくにいわんや、まくらをならへてうちとけてをみて思ひし事を今かたらひで、またもあうせハふりよでそろ、
 - 14 月日かけてかわらじとちぎりし中をくやしやますはなあれば見すてらるゝ
 - 15 うきよにうつろひやすき君はうらみぬ、かずならぬ身ぞうらめしき、(以上、吉原はやり小哥そうまくり・かぶろおもわくおとり)
 - 16 又も逢はうずは不慮で候、優曇華の花今ばかり、(隆達小歌)
 - 17 そなた思へば虎伏す野辺も、通ひ来慣れし我なれど、増花あれば芭蕉の葉の露、(天理本「おとり」・船橋。舞曲扇林、落葉集他にも出。「増花」=隆達小歌、松の葉・本手・

不祥組他)

18 恨み候まじ中々に、身は数ならぬ、(宗安小歌集。「数ならぬ身」＝閑吟集以下多数)。

〔四番〕

19 たき物のこがらしの、もりいつるとぼそは、月さへにほふゆふぐれ、(閑吟集)

20 あゝ浮世は水車の、くるりくくるくくと廻り来て、

(天理本「おとり」・内裏おどり)

21 よとの川せの水車、たれをまつやらくるくと、(京大本阿国歌舞伎草子。他類歌多数)

〔五番〕

22 あわぬかひさの月はうし、ひとりこがれてはたるよるく物をおもわする身は何となろかのふ、(万葉歌集・おどり歌)

まず、その詞章は、記載法・構成から、いわゆる「上覧踊」として紹介されている「伊達家治家記録躍歌」(『続日本歌謡集成』卷四所収)、「寛永十二年跳記」(『日本歌謡集成』卷六所収)、白田甚五郎氏蔵「寛永上覧 躍小歌之地」(『国学院大学大学院紀要』第4輯所収)と大変よく似ていることが知られる。中でも、一つ書きの短い出しに続く、やや長めの共通くりかえし部の詞章を一括して後に記載している点や、一番が五首づつのきちんとした構成になっている点、各組のおどりに特定の名称を置かず、番号で呼んでいる点などは、白田本「公方家上覧躍小歌」の体裁が最も近い。もちろん形式的に全く一致するというわけでは

なく、いくつか相違点もみられるが、まず同一範疇の芸能とみて間違いないまい。

『伊達家治家記録』のおどり歌は、寛永十二年正月二十八日、伊達政宗が江戸城二の丸の御数寄屋で、将軍家光の上覧に供した御小姓共のおどりに用いたもの、「寛永十二年跳記」記載のものは、同年七月二十二日、尾張大納言義直がやはり江戸城二の丸で家光の上覧に供したおどり歌である。また、白田本のおどり小歌は白田甚五郎氏の「寛永期公方家上覧躍小歌の考察」(『国学院大学大学院紀要』第4輯)によれば、「将軍なり、大名家なり、その他風流躍を催す家で躍子・音頭のためにとか、家の記録のために作ったものであらう」というものである。白田氏は同論文の中で、『徳川実紀』により、寛永六年から慶安三年まで、家光あるいは家綱の上覧に供された、将軍家や諸大名等による「風流躍」の記事を多数紹介・分析されているが、こうした武家衆のおどりに対応するように、公家衆も禁中や女院御所で盛んにおどりを行なっていることは前項でも確認したところである。

武家衆の「上覧踊」(風流躍)の態様については「伊達家治家記録躍歌」及び「寛永十二年跳記」にくわしく書きとめられているほか、前記白田氏の考察もあるが、それらによりおおよそのおどりの形態を見ると次のようなものである。まず踊り子には近侍の小姓(童子・少年)が扮し、人数は二十人前後。この中には二人の「うたあげ」(歌揚ヶ・音頭)が含まれている。この「うたあげ」は各首の一つ書きになっている部分を歌ったものであろうか。いずれも金や銀、その他様々の色彩に色どられた模様の小

袖・帯を着用し、頭には笠・帽子・鉢巻、手には扇、団扇等を持つ者もいる。そのはなやかないでたちは正に「風流踊」と呼ぶにふさわしいものである。「寛永十二年跳記」によれば「中跳唐人の立、一人は狂言師」という記事も見え、慶長九年の豊国大明神臨時祭の時に京の町衆が演じた風流踊等に見られる一ツ物（仮装した中踊り）と同様の趣向も取り入れ、輪踊り形式で行なったものもあったようだ。

音曲等を受け持つ囃子方としては十人前後が笛・太鼓・鐘・鼓等の楽器を分担している。『伊達家治家記録』によれば、いづれも能楽の専門職と思われる人物であるが、「狂言」として大蔵弥右門（虎清）、鷲仁右衛門（宗支）の名が見えるのが注目される。『命期集』によれば「新発意」の役とあり、この姿で中踊りとしておどりの指揮・進行役をつとめたものと思われる。能楽の狂言方として当代一流の役者もおどりに参仕していたのである。なお楽器としては「尺八吹十人」（寛永十二年跳記）という記事も見える。

さて、これら武家衆の行なった「風流踊」と公家衆の「おどり」とを比較してみると、公家衆が禁中や仙洞、女院御所で行なった「おどり」についてはその具体的な態様を知る資料は極めて少ないのであるが、前項でもとり上げた⑧⑨⑩の資料が参考になる。そのはなやかな衣裳については紹介済みであるが、『時慶卿記』は「事々敷催ニテ在之。金銀ノ用意也」(10)とその贅をこらした有様を描写している。また名称についても『言経卿記』は「風流」(9)と記しており、公家衆の「おどり」も「風流の踊」

であり、それにふさわしい美麗なものであったことが知られる。踊り子は「おとこたち」(『御湯殿上日記』⑧)、「堂上衆若キ衆」(『言経卿記』⑨)とあるのみではっきりとはしないが、公家衆でも「若い男性」がそのおどりの中心であったことは確かであろう。囃子方についてはこうした記録には何も記されていないが、本歌謡資料には小鼓と太鼓の符（小鼓・チホフタ、太鼓・テンツクツ）が記されており、「上覧踊」と同様、笛・鼓・太鼓等の楽器が用いられたものと思われる。

ところで、本歌謡資料が以上みてきたように、武家の「上覧踊」（風流踊）と比肩されるような公家衆の風流踊のおどり歌であるとする、これを書きしるした智仁親王との関係はどのように理解しておいたらよいであろうか。単なる見聞の書きとめとするのも一案ではある。しかし私は前項でも紹介した元和六年七月十九日の記事(14)を重視したい。すなわち近衛信尋が女院御所・禁中へ若衆躍を進上したのに対し、智仁親王がその「かへし」として主催・進上した「おどり」であるが、「近比綺羅之事也。鍍金銀也」(『土御門泰重卿記』)ということばからもうかがえるように極めて華美な風流踊である。前項で確認した如く、自邸でたびたび「八条殿ノ衆」が能を演じ、御自身でも大夫をつとめられ、また年表資料の元和元年十一月二十日の記事(15)に見られるように、八条邸での漢和の席のあと小姓衆が音曲を奏し乱舞するといふような芸能環境であれば、その踊り子も囃子方も身内だけで十分に可能であろう。このように考えると、本歌謡資料が直接元和六年七月十九日に催した「おどり歌」であると断定はできないに

しても、単なる書きとめではなく、天皇なり女院なりの上覧に供するため、八条官家で用意されたものである可能性は極めて高い。特に親王御自身の書きとめであり、本歌謡資料中の見セケチや墨減等、推敲を思わせる跡をも考え合わせると、その作詞・構成は智仁親王御自身の手になることも考えられる。

この種のおどりの歌の作詞者としては、「寛永十二年跳記」のおどりに歌については、尾張家の儒者堀正意（号杏菴）の名が知られている（『名古屋市史』風俗編・学芸編）。また、早くは山科言繼が「風流踊」を愛好し、元龜二年七月十一日には、

飛鳥井中将をとりの歌三色五首つゝ可作与之由被申被來。真木鳥來十五六日に可躍用云々。はねおとり、恋のムムム、すきのムムム三色遣之。

（『言繼卿記』）

と、飛鳥井雅教の求めに応じ、おどりの歌の作詞も行なっていることが記録されている。言繼の作ったおどりの歌はそれぞれ五首づつの組歌で構成されていたことが知られるが、この五首による組歌という構成は本歌謡資料や白田本「公方家上覧躍小歌」の一番五首という構成ともつながる可能性も考えられる。いづれにしても、作詞者として当代一流の公家、儒者の名が知られるのであるが、このような中にあるのは、その芸能環境・教養から考えても、智仁親王が本歌謡資料の作詞・構成者であっても少しも不都合はない。

作詞・構成者の決定は詞章の内容とも大いに関わるが、次に本おどりの歌の内容について、前述の上覧おどりの歌、初期かぶきおどりの歌も含め、さらに詳しく検討してみたい。

まず全体の構成であるが、冒頭の「しやぎり」とあるものは題名ではなく、資料中ほどの「道行」を見セケチし「サカリハ」としたものと内容及び位置的対応から見ても、「しやぎり」と読み、めでたくにぎやかな気分を出す登場楽と理解しておきたい。狂言では一曲の終りに用いられ、その点では疑問が残るが、一応その転用と考えたい。一番のおどりは、この「しやぎり」の曲の後に続く内容にふさわしく、おどりをご覧に入れる人物に対する祝言の内容になっている。冒頭に祝言の歌詞を持つおどりをもってくることが、「上覧踊」としての一つの作法でもあったのであろう。

白田本「公方家上覧躍小歌」でも一番全体がはつきり祝言の歌となっており、「伊達家治家記録躍歌」「寛永十二年跳記」にも一部その趣向が見られる。二番、三番は「転して恋の情調を表現したおどりとなっているが、恋の情調はこうしたおどりの歌に最も普遍的な主題である。この三番のあとに「ちらし」とあるのは、初期かぶきおどりの歌における「入端」（引端・キリ）に同じく、組歌の最後に置かれる退場の歌である。「ちらし」については『日本国語大辞典』は『松の葉』巻二・雲井らうさい、歌舞伎・貞操花鳥羽恋塚「時翫難浅草八景」等の用例を上げ「歌舞伎舞踊曲の構成単位。（中略）速度は速く、盛り上がりへの感じられる律動的な部分」と説明している。当時のおどりの雰囲気もこれら歌舞伎舞踊曲と相通じるものがあつたであらう。この「ちらし」は上覧おどりの歌にも記載があり、白田本「公方家上覧躍小歌」では各番ごとについている。「寛永十二年跳記」では「三わけをどりの歌」と「かっしやうをどりの歌」の末尾についているが、「ちら

し」の名称はないものの、「あづま跳の唄」「団扇躍りの歌」の最後に置かれている歌もそれまでの共通の囃子詞を持つ詞形と異なっており、「ちらし」と判断してよいであろう。以上、「しゃぎり」で始まった一番、二番、三番のおどりは、この「ちらし」の歌で一区切となり退場となったものと思われる。

さて、続いて「サカリハ」(下端)であるが、これは能・狂言では歌い囃しながら登場する趣に用いる笛・小鼓・大鼓・太鼓による登場楽である。おどり歌の方では「伊達家治家記録歌」にも一番の鳥鐘踊の歌詞の前に「サカリハ」の記載が見られる。この曲にのり再び登場し、以下に続く三首の歌(道行か)で一おどりのあと、四番・五番と恋人を待ちわびる風情のおどりが続き、最後の「ちらし」で退場、全体の終りとなる。

このように、おどりは「しゃぎり」で始まり「ちらし」で終る三番まで、「サガリハ」で始まり「ちらし」で終る五番までと、大きくみて形式的に二つの構成に分けることができる。そのことの裏づけとしては、本歌謡資料の「しゃぎり」とある上に「一」という数字が、「サカリハ」とある上には「二」という数字が書き込まれていることを合わせてみてもよいであろう。また、これを詞章の内容面から見ると、一番の祝言は別として、恋の情調をうたった歌としてそれぞれの構成に即した連鎖を求めることも可能である。すなわち、雨の夜に早くもつれなく別れて帰る恋人(二番)↓その恋人の様々なたとえによる描写(三番)↓寒い夜に帰る恋人に対する思いやり(ちらし)で一まとまり。また、枕をならべた恋人でもうつろいやすいは世のならない、がともかくも夜ふ

けの空に君を待つ(サカリハ以下三首)↓その恋人はやって来ず、来るのは空薫物の香りばかり(四番)↓ひとり眺める月に乱れる思い(五番)↓せめて松風よつらい思いを吹き晴らせ(ちらし)というつながりである。一般に各番ごとに完結するのが「上覧踊」や初期かぶきおどりにおける通例であり、その詞章内容も組歌として様々の流行小歌の寄せ集めといった感が多いものの中にあって、本歌謡資料のこうした演劇的要素も感じられる構成・内容は特筆すべき点と思われる。

なお、本歌謡資料及び上覧おどり歌を女かぶきのおどり歌と比較してみた場合、女かぶきのおどり歌全般に見られる、小歌ブラス共通の「囃子歌」の後に「入端」(ちらし)がくる、という構成は同様であるが、冒頭の「出端」にあたる歌謡がないのが大きな特色である。かぶきおどり歌の部類でも『延宝三年書写踊歌』には、この「出端」のないおどり歌がいくつかあるが、これは必ずしも書写者の省略ではなく、当時のおどり歌には「出端」の歌がない形式も存したと見てよいであろう。すなわち、その場合には本歌謡資料の「しゃぎり」や「サガリハ」の如く、登場の囃子が「出端」と同様の機能を果たしたのではないだろうか。

次に本歌謡資料の詞形・律調であるが、「サカリハ」に続く三首が不定形のほかは、おおむね七五、或いは七七、五七のくりかえしである。中でも「ちらし」だけがすべていわゆる近世調(三・四・四・三・三・四・五)になっているのが注意される。なお歌詞のおわりに、或いは途中に挿入の形で小鼓の符号(チ、ホ、フ、タ)と太鼓の符号(テン、ツク、ツ)が記されているが、これは

口で唱歌したのではなく、その部分に囃子として行なわれたものであろう。同様の記載は「伊達家治家記録躍歌」「寛永十二年跳記」にも見られる。

さて、最後に本歌謡資料の形成と影響にかかわる関連歌謡を見ておきたい。関連歌謡については本項の冒頭に掲げた歌謡資料の後に掲げておいたので、主な点の指摘にとどめるが、全体的には中世末から近世初頭にかけての流行小歌やおどり歌と深く関わっている事実がまず確認できる。また、一番の祝言の歌詞は全体に謡曲に典拠をもつ詞章となっている点に注意される（関連歌謡番号1・2）。初期かぶきおどり歌においては、「小原木」など、出端が能がかりではじまるもののあることは知られているが、このおどりの謡の調子で重々しくうたい始められたのであろう。次に、「サガリハ」に続く三首では、前二首の歌が『吉原はやり小歌そうまくり』に「かぶるおもわくおどり」（関連歌謡番号13・14・15）として、さらに五番の歌では、一つ書きで二首目の「あはぬかへさの……」が『万葉歌集』に「おどり歌」（関連歌謡番号22）として取り込まれているのが注目される。いずれも『吉原はやり小歌そうまくり』『万葉歌集』の方が成立年代が下るためか、ややくずれた形になっているが、これらの結びつきは、はっきりとはしない。前項で見た如く、当時の開放的な公家社会のあり方からすると、民間・遊里のおどり歌を本歌謡資料が利用したこと、また逆に公家衆のおどり歌が流出し、町衆・遊里に迎えられたことも、共に可能性としては考えられる。しかし、しゃぎり・サガリハといった音曲面等も考え合わせると、本歌謡資料は能・狂言、

小歌・おどり歌という当時の諸芸能の総合の上に成り立っていることがわかり、おそらく、歌詞も全くの創作というよりは、それらの巧みな撰取・再構成によるものが主であったと見ておきたい。

ところで残された問題はこの作詞・構成者であるが、智仁親王の可能性が高いとする前述の考察は、こうした関連歌謡の上から見ても支持できるものと言えよう。すなわち、民間・遊里の風流踊・かぶき踊全盛の時代にあつて、小歌やおどりを深く愛好し、能楽にも精通した親王は、それらを総合し、こうした「上覧風流踊」を生み出す絶好の立場にあつたものと言える。当時の数多くのおどり歌の中にあつても、これまで紹介されているものに比べ、一貫した主題、整然とした構成を持っている点も、智仁親王の教養にふさわしいものと見ることができよう。

四 おわりに

以上、某家所蔵文書の中の新資料の内容解明を軸に、「上覧風流踊」全般にも考察を進めてきたが、「上覧風流踊」のおどり歌の持つ意義、おどりの具体的な態様、市中のかぶき踊・風流踊との関わり等については、さらに論究すべき点も多くあろう。ただその際、「上覧風流踊」はこれまで、ばくせんと「初期かぶきおどり」の中に一括して言及されてきたが、周囲の様々なおどりと密接な関わりはそれとして、一応区別して取り扱い、相違点を明確にして行くことが大切と思われる。

注1 『智仁親王御年曆』（『書陵部紀要』第二十号）。『智仁親王江戸道中日記』（伊地知鐵男編『中世文学資料と論考』）

2 『智仁親王御年曆』の記事は簡略なため、自邸での催しであるか明確でないものもあるが、他の資料との関係等からいづれも自邸での演能の記録と判断される。

3 『伊達家治家記録』(『貞山公治家記録』卷三十八)には寛永十二年三月廿五日の条に、智仁親王の皇子八条宮智忠親王が、伊達政宗により「御能七番并躍」の鑿心を受けた記録が残されているなど、武家の「上覧踊」を公家衆が見る機会があったことも事実ではある。

4 原資料では○、○、○等の記号を用い、挿入箇所を明示しているが、翻刻には「。」の印で代用した。

5 『吉原はやり小哥そりまくり』の成立は、『日本歌謡研究資料集成』卷二の解説によれば、寛文・延宝年間以降と考え

新刊紹介

井上隆明著

『近世書林板元総覧』

(日本書誌学大系14)

慶長・元和期から幕末にいたる近世の書林板元六千軒を、五十音順に配列したのも。書林板元名・堂号・本姓(または雅号)・所在の順にしるし、さらにそれらの板元の最初と最終と思われる刊行物を併記し、参考文献等の簡単なコメントをつける。本書には、近世の書林板元のひとつとして網羅されており、近世文学や書誌学をこころざす者にとってきわめて有益であり、必備の書といえよう。口絵に「板元印(商

られ、本歌謡資料とは地理的にも京と江戸というへだたりがある。また『万葉歌集』は、『統日本歌謡集成』卷四の解説によれば、京阪の通人の編輯になるもので、明暦以前の成立とされる。

〔追記〕 本稿が成るにあたっては、諸氏の御指導を賜ったが、特に伊地知鐵男先生には文字通り終始、御指導・御助言をいただいた。末筆ではあるが、記して御礼申し上げたい。なお、八条宮智仁親王筆の歌謡資料には、もう一つ「はちたゞき」と題するものがあ、これについては、『芸能文化史』第四号所収予定の拙稿「鉢たゞき」の歌謡考(『東京都品川区東品川一〇の六の十八、一芸能文化史研究会』発行)で取り扱った。合わせてお読みいただければ幸いである。

標)一覽)や、巻末に「堂号・本姓・雅号一覽」「通称索引」が付されているのも便利である。

(昭56・1 青裳堂書店刊。二二、〇〇〇円)

高田 衛著

『八犬伝の世界』

—伝奇ロマンの復権—

本書は既に各紙の書評欄にとり上げられ、様々の評価を受けている。つまり、それだけ多くの人に何かを語りせずにはおかない内容を持つ書物なのである。高田氏の基本的態度は『八犬伝』の口絵・挿絵を端緒として、馬琴のいわゆる「神史七法則」の一つ「隠微」を読み解こうとするところにある。「序章 一葉の口絵から」「第二章

伏姫曼陀羅」「第三章 唐獅子牡丹の系譜

「終章 星の秘儀空間」と続く謎解きの過程は、恰も上質の推理小説の如く、読者に思わず次の頁をめくらせる高揚感を与えてくれるし、又『上田秋成年譜考』、『上田秋成研究序説』という極めて実証的な態度に貫かれた研究書を持つ高田氏だけに、論理展開の裏付となる資料も博搜されており、読者を十分に首肯せしむるところとなっている。一般の読書人はもちろん、近世文学を専攻する者にとっても看過できない、著者一流の学識と論理性が調和した極めて刺激的な書物と言えよう。一読を御奨めするのである。(昭和55・11 中公新書 二三四頁 四六〇円)